

特定事業等促進円滑化業務事業

令和6年度概算要求額 0.7億円（0.7億円）

経済産業政策局産業資金課
経済産業政策局産業創造課
商務情報政策局情報産業課
商務情報政策局情報技術利用促進課

事業の内容

事業目的

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律、産業競争力強化法及び特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下まとめて「根拠法」）に基づき、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」）が行う特定事業等促進円滑化業務について、円滑かつ確実な実施が図られるよう、公庫への経費補助を実施することを目的とする。

事業概要

公庫が行う特定事業等促進円滑化業務は、根拠法に基づく計画認定を受けた事業者へ融資を行う指定金融機関に対して公庫が財政投融资資金を原資とする資金の貸付け等を行うことで、当該事業者への大規模・長期・低利の資金供給を可能とするもの。本事業では、当該業務の実施に必要な公庫への経費補助を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

低炭素型製品の開発・製造、事業再編、事業適応、高度な情報通信システムの導入等を行う事業者の長期・大規模な資金調達を支援する融資制度の円滑かつ確実な実施により、すべての事業者が計画通り事業を完了することを目標とする。